

2. 流通業務地区内の規制（岡山県）

入居基準

団地区分	一般条件	個別条件
卸売業団地	流通センター内で、みずから流通業務施設を経営する者	卸売業を形成するために必要な施設及び営業所を設ける者。ただし、生鮮食料品の卸売業は除く 製造と卸売の両部門を経営する者で、製品の卸売を行うために必要な施設及び営業所を設ける者 小売業者で組織された事業協同組合が行う共同仕入、共同配送等に必要な施設及び事務所を設ける者 広域的な商品配送等の営業活動を行うために必要な施設を設ける者
倉庫業団地	流通センター用地の買受対価、流通業務施設の建設対価の支払能力のある者	倉庫業法に定める1類倉庫、2類倉庫、3類倉庫、冷蔵倉庫を設ける者（野積倉庫を含む）
運輸業団地	流通業務施設の経営に必要な資力、信用のある者	道路運送法に定める貨物の道路運送事業を営むために必要な施設及び営業所を設ける者 自動車ターミナル法に定めるトラックターミナル事業を営むために必要な施設を設ける者 コンテナデポを設ける者
各団地共通	（事業協同組合等） 卸売業、倉庫業、運輸業の各団地へ入居する者で組織され、各団地へ入居する者に流通業務施設の賃貸又は譲渡する事業を行う事業協同組合又は事業協同組合連合会	

県運用による緩和

運営協議会及び卸・運輸・倉庫の三組合からの流市法等の規制緩和要望（平成11年1月）を受け、行政（岡山県、岡山市、早島町）より以下の回答（平成12年4月）があり、県運用による規制緩和が行われている。卸・運輸・倉庫の複合的利用については、従来の産業分類に従いつつ、現在の都市計画法に基づく土地利用区分も維持するが、流市法に基づく3業種であれば兼業を認める。兼業の基準は設けていないが、転業（例えば卸売業をやめて倉庫業あるいは運輸業）は認めない。

2) 土地利用

区域区分：市街化区域

用途地域：準工業地域

その他地区：流通業務地区（約159.2ha）（岡山市：約88.0ha、早島町：約71.2ha）

都市施設：流通業務団地（159ha）（トラックターミナル等：7ha、倉庫：8ha、卸売：49ha、公共公益施設：95ha）

3) 建築制限

建ぺい率：60%

容積率：200%

壁面後退：道路より5m

. 流市法等の規制について

1. 現状と課題

1.1. 流通業を取り巻く環境

少子化による需要の低迷、大手資本の参入等により小売業者間の競争が激化しており、それに伴い流通経路の短縮化（中抜き）、小売業者の淘汰や仕入れ先の集約化による取引先の減少、低価格化の進展、高度化する取引先からの要請など、流通業を取り巻く環境は激変しており、なかでも卸売業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっている。こうした環境の変化に対応し、流通業の発展をめざすためには、流通経路の一部分という役割にとどまることなく、自らが消費者ニーズを把握し、これを取引先に企画・提案していくことが求められる。

1.2. 岡山県総合流通センターの現状と課題

1) 現状と課題

岡山総合流通センターにおいても、流通業、なかでも卸売業を取り巻く環境は厳しく、組合員などから、現状と課題について以下のような意見が出ている。

- ・小売施設の立地が認められていないため、在庫処分や取引先である小売店が連れてくる消費者への対応ができず、卸売業を取り巻く環境の変化に十分な対応が図れない。
- ・近年、卸売と小売、メーカーの垣根がなくなりつつある。
- ・立地可能施設が限定されているため、アウトソーシングへの十分な対応（アウトソーシングしている企業の事務所等の設置など）ができない。
- ・立地可能施設が限定されているため、業種の水平展開（組立加工施設、工事部門の設置、ソフト開発施設など）ができない。
- ・立地可能施設が限定されているため、荷主や子会社等の看板が設置できない。
- ・岡山県の独自基準として生鮮食品関連施設の立地を認めていないため、立地の要望はあるが許可できない。
- ・倉庫業と運輸業を切り離すことは難しい中、土地利用区分が設定されているため、これらを兼業する企業の立地が困難である。
- ・建ぺい率の制限により倉庫のひさしを広げることが困難である。
- ・陳列の方法など、取引先である小売店への対応が変わってきているが、容積率・建ぺい率の関係から、十分な対応（展示面積の拡大など）が図れていない。
- ・業態が変化（パートタイムなど）し、従業員用の駐車場が不足しているが、これ以上敷地内で対応することは難しい。また、敷地周辺に余剰地はなく、敷地の拡大で対応することも困難である。
- ・運輸業関連の大型トラックの待機所が不足している。

2) アンケート及びヒアリング結果（卸協同組合）

岡山県総合流通センター卸商業団地の活性化の方向性を明らかにし、その実現のために流市法に基づく規制内容の見直しを検討することを目的としてアンケート調査が実施された。また、組合企業の状況や要望等を具体的に把握するため、ヒアリング調査が実施された。

アンケート結果

現状と課題

卸売業を取り巻く環境が厳しくなっている理由として、「価格破壊・低価格化の進展」が約90%で第1位の回答となっており、続いて「全国卸と地域卸との競争激化(約35%)」「川上・川下企業間の直接取引の拡大(約30%)」となっている。

今後の方向性

強化すべき機能として、「商品企画・開発機能」が約80%で第1位の回答となっており、続いて「販売先への商品情報提供機能(約40%)」「卸販売機能(約20%)」となっている。

将来ビジョン(自由意見)として、水平展開(取扱い商品ラインの拡大)とともに、垂直展開(製造、小売など前後工程への展開)を志向している企業が多い。

規制緩和について

「現状維持(36%)」「規制緩和(33%)」「わからない(31%)」が拮抗しているが、当センターに本社を置く組合員だけを抽出した回答をみると、「現状維持(10%)」「規制緩和(70%)」「わからない(20%)」であり、全国卸と地方卸の認識の違いが伺えた。

規制緩和の内容について、「立地可能施設の緩和」が52%であり、続いて「土地利用区分の撤廃」が32%、「建築制限の緩和」が12%、「その他」が4%であった。

立地可能施設の具体(複数回答)について、「小売業(来訪者)」が85%、「流通業務に寄与する工場」が38%、「駐車場」が23%、「小売業(地区内従業者)」が15%であった。

ヒアリング結果

流通業、なかでも卸売業を取り巻く環境は激変している。今後は、高付加価値の提供、高い専門性・提案力の取得、地域密着による細かなニーズへの対応など、企業努力による水平展開も必要ではあるが、製造や小売など垂直展開にも積極的に取り組んでいきたい。しかし、現状の流市法に基づく制限の中では、これらの垂直展開に取り組むことはできない。

こうしたことから、各企業の活性化が流通業務市街地の機能強化や発展に寄与することを鑑み、規制緩和による可能性の追求を図りたい。

要望する規制緩和の内容は以下の通り。

- 小売業への展開
- 容積率の緩和
- 立地可能施設の緩和
- 土地利用区分の撤廃

流市法は意義のあるものであったが、環境の変化に対応して、見直しを図る時期が来ているのではないかと。また、地方分権が進み、地域の特色を活かしたまちづくりが進められるなか、運用基準による規制緩和の検討も求めている。

3) アンケート結果(運輸・倉庫・その他)

岡山県総合流通センター全体の意向を把握することを目的として、卸組合員以外の運輸・倉庫・その他の企業にアンケート調査が実施された。

アンケート概要

調査対象

岡山県総合流通センター入居企業（卸組合除く）

調査方法

アンケート調査票の郵送（メール）による自記式アンケート調査

実施期間

2011年3月（回答締切3月18日）

回収結果

43社から回収

実施主体

（株）オフィス・マッケンジー

アンケート結果

規制緩和について

「現状維持（42%）」「規制緩和（39%）」「わからない（19%）」であるが、当センターに本社を置く企業だけを抽出した回答をみると、「現状維持（60%）」「規制緩和（40%）」であった。卸売業に比べるとそれほど規制緩和が望まれていないころがわかる。

規制緩和の内容について、「立地可能施設の緩和」が63%であり、続いて「土地利用区分の撤廃」が33%、「建築制限の緩和」が4%であった。

立地可能施設の具体（複数回答）について、「流通業務に寄与する工場」が67%、「小売業（来訪者）」が40%、「小売業（地区内従業者）」が33%、「自動車関連施設（GS、整備工場等）」が27%、「駐車場」が20%であった。卸売業は経営の垂直展開（小売業）を望む声が大きかったが、運輸・倉庫業では、付帯工場が高いことから、水平展開による経営強化が強く望まれていることが伺える。

自由意見では、道路整備、飲食店やトラックステーションの設置などが要望されていることから、輸送（交通）に関する利便性の向上が求められていることが伺える。

2. 規制緩和等に関する関係機関との打合せ

1) 規制緩和の要望（H11.1）

岡山県総合流通センター運営協議会と卸・運輸・倉庫の三組合より、規制緩和に関する以下の3点が県へ要望された。

卸・運輸・倉庫の用途別配置を流通業として複合利用できるようにして欲しい

小売施設の営業ができるようにして欲しい

建ぺい率・容積率を緩和して欲しい

2)流市法打合せ (H11.2.19)

平成 11 年 1 月の要望をうけ、岡山県、岡山県中小企業総合指導センター、卸・運輸・倉庫の三組合により、流市法に関する問題点や要望について打合せを実施した。

業種指定等の法改正や都市計画変更には時間がかかる。当面の対応として、流市法上の運用により対応できるものとそうでないものを整理する

住居企業側の窓口を運営協議会の事務局に一本化する。

3)関係者合同会議 (H12.4.28)

平成 11 年 1 月の要望をうけ、岡山県より口頭による以下の回答があった。

卸・運輸・倉庫の複合的利用については、従来の産業分類に従いつつ、現在の都市計画法に基づく土地利用区分も維持するが、流市法に基づく 3 業種であれば兼業を認める。兼業の基準は設けていないが、転業（例えば卸売業をやめて倉庫業あるいは運輸業）は認めない

8m道路に 12t 車が頻繁に出入りするなど、苦情が出ないようにしてほしい

小売業施設の設置は、法の趣旨で従来通り認められない

流通業務団地の整備・分譲の経緯から、小売業を認めると別の商業活動界とのトラブルが予想される

不特定多数を対象とすると小売業界からの批判が出る。従来通り、見本市・展示会は認める

建ぺい率、容積率はともに変更できない。

準工業地域は建ぺい率 60%、容積率 200%と規定され、拡大している例は全国的に稀である
大都市の流通業務団地では商業地域の場合がある

容積率を変更する場合、準工業地域を商業系の用途地域へ変更する必要がある

4)岡山県協議 (H22.12.1)

岡山県総合流通センターの現状と課題（特に駐車場不足）について、県へ相談を実施した。

社会経済状況の変化に伴い、団地機能の向上を目指し、規制緩和等を検討したい

用途見直しなど、規制緩和の件については、以前から要望があったことを認識している

駐車場不足が課題となっており、対策を考えたい

原則として、駐車場不足は各企業及び協議会や組合などの自助努力で解決すること

自助努力により駐車場を確保するにあたり、土地利用の制限が問題となるならば、法の範囲内で規制緩和などは検討する

3 . 流通業務市街地における土地利用規制緩和の実態調査結果

流通業務市街地（全国）の実態

流通業務市街地における規制緩和の実態調査

流通業務市街地では流通形態の変化に伴って土地利用規制緩和の必要性が高まっている

29 市街地中 19 市街地 (65.5%) が規制緩和を実施済み

土地利用規制緩和の実施理由は流通業に関する環境・需要の変化にかかわる項目が上位を占める

土地利用規制緩和は「立地可能施設の拡大」を中心に実施されている

流通業務地区を対象とした実施内容は「立地可能施設の拡大」のみ

流通業務団地を対象とした実施内容も「立地可能施設の拡大」が最も多い

流通業務団地を対象とした「立地可能施設の拡大」は流通業務団地造成事業の施行状況や許可する施設の条件によって緩和手段を検討しなければならない

法制度に基づき現在実施可能な緩和手段は4つ存在する

4つの緩和手段は流通業務団地造成事業の施行状況によって利用状況が異なる

緩和手段によって床面積制限など立地が許可される施設の条件が異なる

土地利用規制緩和は流通業務市街地における土地利用規制に起因する問題を改善する手段として有効
実施効果に関する項目別評価と総合評価は比較的高い傾向にある

規制緩和先進地区への視察結果

今後、岡山県総合流通センターにおいて規制緩和を検討していくにあたり規制緩和の先進事例を視察した。
視察結果

（協）広島総合卸センター

- ・流通業務団地指定から除外したAゾーンに商業ビル（1F：卸催事場、2F：商業施設）を立地した。
- ・流通業務団地として残るBゾーンでは、取扱基準を設け、都計法53条の許可により立地可能施設を拡大した。
- ・当初、小売面積の基準を150㎡以下としていたが、150㎡では店舗展開が困難であったため、取扱基準を変更し「大店立地法」に該当しない1000㎡以下とした。
- ・Bゾーンについても、流通業務団地の除外を要望している。
- ・Aゾーンの除外は、広島市へ陳情し、広島市が主体となって都市計画変更が実施されたが、Bゾーンでは、都市計画提案制度により、組合主導の都市計画変更を指導されている。
- ・都市計画提案制度による組合主導の都市計画変更は、定性的な理由による変更を主張する組合に対して定量的な理由を求める広島市の主張との乖離が大きく、行政への陳情として進めているが、現時点では難航している。

（協）福岡卸センター

- ・平成2年頃から団地内の空き地（80社 40社）が目立ち、流通センターの機能低下が懸念されたため、行政も参加した委員会を立ち上げ、規制緩和へ繋がった。
- ・流通業務団地では「都計法53条に基づく許可」、流通業務地区では「流市法第5条ただし書き」によって立地可能施設の拡大を行った。
- ・許可基準については、福岡市が中心となり策定し、国・県との調整を行った。
- ・規制緩和後（施設基準運用開始H17年4月～）の効果について組合員からの反応は特にない。
- ・現在の許可基準は不足するとしてさらなる規制緩和に向けた基準の見直しが求められている。

まとめ

1. 流市法

1) 流市法制定の経緯と目的

流市法とは、流通機能の向上、および道路交通の円滑化を図り、都市の機能の維持、及び増進に寄与することを目的として昭和41年7月に制定された法律である。その後、社会経済情勢の変化に伴い、流通業を取り巻く環境が大きく変わってきたことから、平成5年の抜本的な改正により、「対象都市の拡大」「流通業務地区における立地規制の緩和」などが可能となった。

2) 法による制限

流通業務市街地整備事業は、都市計画決定を必要とする公共性の高い事業である。この公共性を担保するため、流市法では、流通業務地区の立地可能施設を流通業務に関する施設に限定している。なお、流通業務地区は都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定されている。また、流通業務団地では、「流通業務施設・公共公益施設の位置及び規模（土地利用区分）」「建築規制（建ぺい率、容積率、高さ、壁面位置）」を都市計画で定めることと流市法第7条に規定されている。これらの制限により秩序が保たれ、地区内の流通機能が向上している。一方で、流通業務施設の集約化を図ることを目的として、土地分譲や税制面などで立地企業に対する優遇が図られている。

2. 流通業を取り巻く環境

1) 流通業を取り巻く環境

流通業を取り巻く環境は激変しており、なかでも卸売業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっている。こうした環境の変化に対応し、流通業の発展をめざすためには、流通業務機能の強化など水平展開を図ることが重要である。また、製造業や小売業などへの垂直展開、他業種への参入などを積極的に取り組んでいく必要もあるが、流市法等に基づく制限によってこれらを取り組むことが困難な状況にあり、制限の緩和など地区の現状に応じた柔軟な対応が求められている。

2) 岡山県総合流通センターの現状と課題

岡山県総合流通センターにおいても、特に卸売業を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっており、水平展開や垂直展開などにより経営基盤の強化、流通業務団地の発展を目指していかなければならない。この様な状況を踏まえ、岡山県総合流通センターにおける課題（要望）を整理すると以下の通りである。

・立地可能施設の柔軟な対応　・土地利用の柔軟な対応　・施設整備の柔軟な対応

3. 規制緩和の流れ

1) 都市計画運用指針（第6版：H20.12 国交省＜H22.5 一部改正＞）

都市計画運用指針では、流通業務団地の都市計画の考え方（H-1）として、以下のように記述されている。

なお、既に流通業務団地の都市計画が指定されている区域において、近年の物流に係る業態の多様化、展示場等流通業務を支援する施設のニーズの発生等の状況の変化に対応しつつ、物流効率化に向けて、

流通業務市街地の整備及び円滑な機能更新を計画的に促進するため必要がある場合については、流通業務団地に関する都市計画の変更を機動的に行うことが望ましい。

2) 流通業務市街地（全国）における規制緩和の流れ

「流通業務市街地における規制緩和の実態調査」によると、60.7%の流通業務市街地で何らかの土地利用規制緩和が実施済みであり、実施していない市街地でも半数近くは関係者からの要望があるという結果が得られている。

また、流市法指定団地による意見交換会より、多くの団地で規制緩和を実施していることがわかった。しかし、意見交換会では、「秩序（規制）があることがメリット」「運輸・倉庫は流市法見直しに慎重な姿勢」という意見もあった。

4 . 岡山県総合流通センターにおける規制緩和

岡山県総合流通センターの現状と課題を踏まえ、経営基盤の強化や流通業務団地の発展を目指すために必要な規制緩和は以下の通りである。

立地可能施設の拡大

旧態依然の流通業では今後の発展が厳しいことが予想されるなか、水平展開や垂直展開により経営基盤を強化していくためには、「立地可能施設の拡大」が必要である。特に、卸売業では、製造・加工や小売への展開の必要性が高く、これら施設の立地が許可されることが求められている。

ただし、不特定多数の一般消費者（団地内の従業員以外）を対象とした小売の許可については、団地整備の経緯や流市法の解釈の観点などから、実現に向けて課題が山積みであると考えられる。

また、岡山県が独自に設定している「生鮮食料品の卸売業」は、団地整備の経緯、その後の社会経済状況の変化など諸条件を十分に勘案したうえで、緩和の是非を導くことが必要と考えられる。なお、岡山県総合流通センターにおいて「立地可能施設の拡大」を図る場合、流通業務地区と流通業務団地の区域が一致していることから、都計法第53条の許可とすることが望ましいと思われる。

土地利用区分の緩和・撤廃

現在、岡山県総合流通センターにおいては、土地利用区分を設定しつつ、県運用により流市法に基づく3業種の兼業を認める緩和策を講じている。しかし、昨今の流通業においては、3業種の垣根がより一層なくなっており、土地利用区分の更なる緩和や撤廃などが必要である。

また、企業の撤退により空き地が増加した場合に、より自由度の高い土地利用とすることで、新たな企業の進出が円滑に進むことも利点として考えられる。

建築規制の緩和

現在、岡山県総合流通センターにおいては、流通業務団地における都市計画として、建ぺい率（60%）、容積率（200%）、壁面後退（道路より5m）が定められている。

建物内部の利用形態の変化や機能強化などに伴う施設規模の拡大、駐車場不足の解消など様々な課題が浮かび上がるなか、敷地規模の拡大が難しく、建築規制の緩和による現有敷地の有効利用の必要性が高まっている。

岡山県総合流通センターでは、企業の入居開始から25年以上が経過し、今後、多くの企業で建替の必要性が高まるものと思われる。そうした時には、より一層、これらの要望が高まるものと考えられる。

第2部：岡山県総合流通センター内駐車場整備に関する方針

今までの委員会での議事を踏まえて、3箇所の駐車場候補地を選定する。

- A案：団地内の未利用地
- B案：団地外隣接地
- C案：団地内撤退企業跡地

候補地A～Cについて、駐車場を整備するに当たっては、下記の表中の「必要」と記載した許認可手続き等を行う必要がある。また、「？」又は「なし？」と記載した項目については、候補地として残す場合は、最終的なチェックを行う必要がある。

関係法令、チェックリスト

法令（規制）、許認可手続き等	規制の状況（種類、範囲等）			摘 要
	候補地A	候補地B	候補地C	
国土利用計画法、土地売買等届出	必要	必要	なし 2,000㎡未満	市街化区域：2,000㎡以上 その他都計：5,000㎡以上
岡山市埋立行為等の規制に関する条例、埋立行為等許可申請	必要	必要	必要	1,000㎡以上の造成
都市計画法（都市計画緑地）、都市計画決定（変更）	必要 大内田緑地	なし	なし	
森林法（保安林指定地）、保安林解除申請	なし	なし？	なし	候補地B…地目を確認済み
森林法（普通林）、林地開発許可申請又は伐採及び伐採後の造林届出	なし	なし？	なし	1ha以上で林地開発申請 1ha未満で伐採届
岡山市公有地管理条例（道路、水路等）、用途廃止申請	？	？	なし	公図で道路等を要チェック
道路法（県道、市道等）、道路工事施行承認申請	？	？	？	市道を工事する場合は必要
土壤汚染対策法、土地の形質の変更届出	必要	必要	なし 3,000㎡未満	3,000㎡以上の土地の形質の変更

第3部：岡山県総合流通センター将来ビジョンの策定

・将来なりたい姿

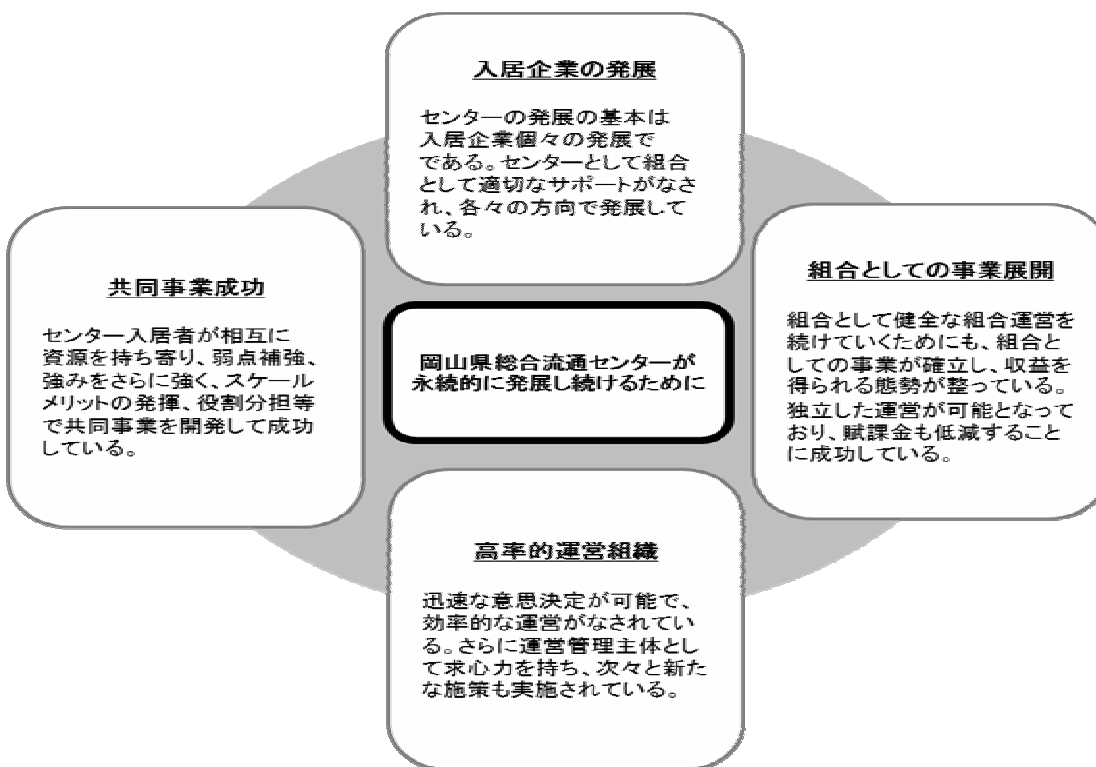
卸売業の将来展望について明快な成長な方向を語ることはほぼ不可能といっても差し支えないほど、不透明な状態にあると言える。ITの進展や小売段階におけるグローバル競争の進展などによって、小売業

とメーカーとの直結が進展し、卸売業が排除されるかもしれないという見方も浸透しつつある。また、卸売業の販売先である小売業についても近年経営不振に陥っている事業者が多くなり、さらに取引先メーカーの取引制度など、抜本的な変革への動きも生まれつつある。

このような卸売業をめぐる動きは、最終消費者を核とした経済社会が、卸売業に対して、新たな卸売業に生まれ変わっていくことを要請していると受けとめるべきである。新たな経営戦略、新たなシステム、新たな中間流通機能などを考え、実行していかなければ、卸売業の未来は極めて暗いものになってしまう。卸売業に限って言えば、多くの事業者が「垂直展開」（前後工程への展開）と「水平展開」（取扱商品ラインの拡大）の両方に大きな関心を持ち、すでに対応を始めていることをあらためて確認することができた。そうなってくると、アンケートの回答中の記述でも見受けられたが、「卸売業」の定義そのものも新たなものに再定義していく必要もあるように思える。とにかく、極めて厳しい現状を見て、現在の卸売業の延長線上に大きな発展はないと思うのは当然のことであり、「変えて」いかなければ将来は暗いとの認識も共通のものであろう。

流通センター卸団地で新たな卸売業として発展していくためのグランドデザイン（なりたい姿）を描いていくことがまず必要である。そのグランドデザインを現実のものにしていくために組合員は何をなすべきか、組合でどのような共同事業、支援ができるか、そして、それを実現するために必要な行政および関係機関に協力を要請することは何か、を具体的につめていかなければならない。

グランドデザイン（なりたい姿 年後）

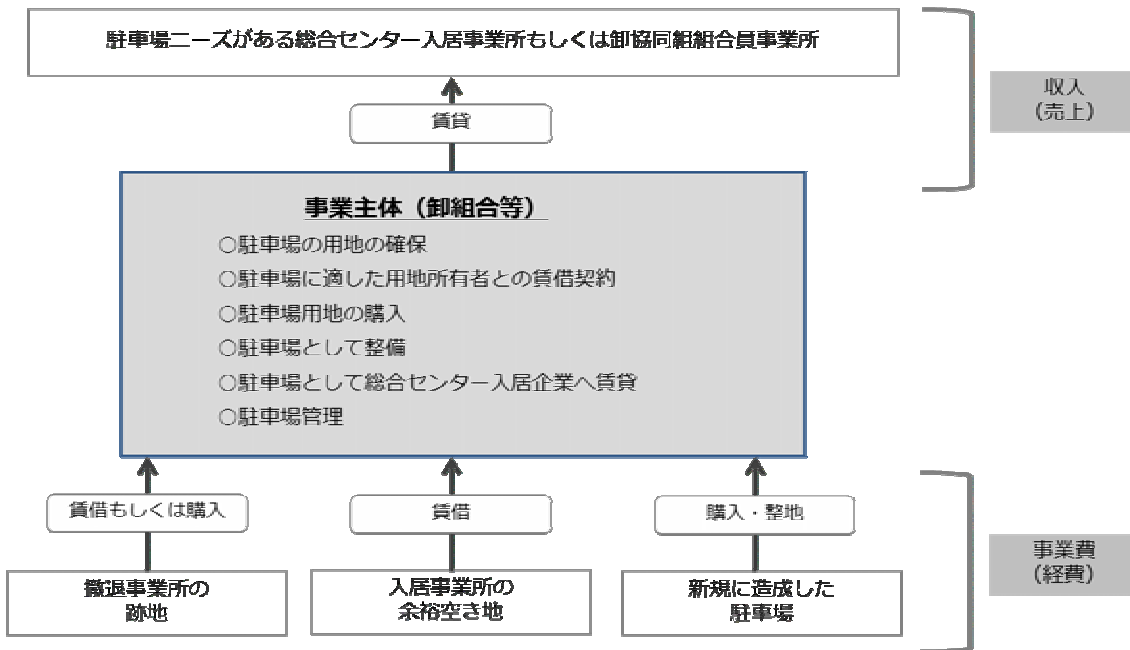


・センターとしての新規事業

1. 駐車場の保有による賃貸事業

卸協同組合もしくは適切な組織が事業主体となり、総合流通センター内の駐車場に適した用地を集約して、保有（賃借もしくは購入）し、駐車場として整備したうえで、ニーズがある事業所へ賃貸する。収入（売

上) - 事業費(経費) = 収益となるが1件1件プラスになる確固たる見込みがあることが必須前提条件となる。



2. 再生可能エネルギー事業(太陽光発電)

総合流通センターとして、メガソーラーによる太陽光発電の先進取組地域に立候補し、総合流通センターの適切な組織が事業主体となって取り組んでいく。太陽光による発電はもちろんのこと、センター内事業所で必要な電力をまかない、さらに余剰電力の近隣エリアへの供給も行うことができれば、全国的に先進的な取組事例となる。

メガソーラーへの取り組みにあたっては、岡山県が進める「おかやま新エネルギービジョン」に沿って、モデル事業としての扱いを受け、初期投資の当センター負担分を極小化することが絶対条件となる。

総合センターの地形を活かし、のり面、各事業所の屋上等を有効に活用する。

ソーラーパネルの設置例



3. さまざまな資源の組み合わせによる共同事業

形態としては、組合として、同業の組合員企業がチームを組んで、また流通センター内の卸、運輸、倉庫の企業間連携で、などさまざまな組み合わせでの共同事業が考えられる。内容としては、弱いところを集まることによって補強したり、強みを持ち寄ったり、役割分担したりとこれもいろいろな可能性が生まれてくる。次のような事例を参考にしながら、検討を進め、実現していきたい、

- 例 1) 流通業が共同しての「買い物弱者対策」・・・経済産業省の事業
- 例 2) 地域の異業種で物流会社を設立し、共同物流を行っている事例
- 例 3) 異業種グループが連携して全国の特産品を新しい商流で全国展開
- 例 4) 企業組合東京セールスレップ（組合として共同で販売部隊を持つ）

.効率的運営組織のあり方

運営組織の再構築

「岡山県総合流通センター運営協議会」「岡山県総合流通センター株式会社（第3セクター）」「岡山県総合流通センター卸協同組合」という3つの運営に関わる組織がある。これらの組織について、次のような方針、考え方が確認できている。

【今後の方針】

極力単純化したい。組織図をシンプルに。

理想的な形とはどのようなものか明らかにする。

種々の制約条件を一つずつつぶしていき、理想形に近づける。

【今後の方向案（選択肢）】

パターン1：どれかを活かし、どれかを清算する

例) 運営協議会を清算し、第3セクターを活かす

パターン2：2つを清算して、新しいものを1つ作る

例) 運営協議会、第3セクターを清算して、連合会を作る

パターン3：卸組合も含め、すべて清算して、新たなものを何か作る

例) 卸・運輸・倉庫の区別をなくして1つ組織を新たに作る

【現時点での結論】

現時点では、制約条件から、どれを清算、整理するのも難しいことがあらためてわかったので、どれかを整理するより、それぞれを「活かす」方向で議論を行うことも大切ではないかと考える。

参考：制約条件の確認

役割・権限の視点 お金の流れの視点 しがらみの視点

以上